

社会福祉法人阪神福祉事業団の特色

令和6年4月

1 設立母体等

阪神福祉事業団は、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町の阪神間の6市1町が昭和39年に共同で設立を行った社会福祉法人で、理事9人のうち7人は各市町の副市町長が充たられ、ノーマライゼーションの理念に基づき、利用者一人ひとりを見つめた、潤いのある生活と環境づくりに努め、6市1町地域住民の福祉の増進を図ることを目的とした50年以上の歴史を持った社会福祉法人です。

2 離職率の低さ

全国的に福祉施設の福祉職離れが言われ、全国平均では毎年15～20%の離職が生じていますが、阪神福祉事業団では「働きやすい職場づくり」を目指しており、職員の自己都合による退職は非常に少なくなっています。また60歳の定年まで働く職員に加え、定年後も再雇用制度により継続して働かれる職員も多くいます。

(1) 最近の自己都合（定年退職除く）による退職状況

	(A) 毎年度4月1日現在の看護師、調理師等の専門職、臨時職員を除いた職員数	(B) 定年退職を除いた自己都合による退職者数	離職率 (B) / (A)
	令和元年度	244人	11人
令和2年度	250人	14人	5.6%
令和3年度	257人	13人	5.1%
令和4年度	252人	13人	5.2%
令和5年度	258人	14人	5.4%

(2) 定年(60歳)退職者等数（看護師・調理師等の専門職、臨時職員を除いた職員数）

	定年退職者数	定年後再雇用者数
令和元年度	1人	1人
令和2年度	1人	—人
令和3年度	6人	3人
令和4年度	3人	1人
令和5年度	2人	1人

(3) ベテラン職員から若手職員までバランスの取れた職員の在職

令和6年4月1日現在

	看護師・調理師等の専門職、 臨時職員を除いた職員数	割 合	平均勤続年数
20代	97人	38%	3年1ヵ月
30代	54人	21%	11年6ヵ月
40代	45人	18%	18年8ヵ月
50代	58人	23%	28年9ヵ月
合 計	254人	100%	—————

3 福祉系国家資格試験合格者の多さ

阪神福祉事業団では、福祉系以外の学校を卒業された方も多く採用していますが、日々の業務の指導・支援はもちろんのこと、国家資格の取得に向けて種々の支援を行っています。

(1) 福祉系国家資格試験合格者の推移（臨時職員含む）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
社会福祉士	2人	1人	2人	11人
介護福祉士	3人	4人	1人	5人
精神保健福祉士	1人	1人	2人	2人
介護支援専門員	—人	—人	—人	—人
合 計	6人	6人	5人	18人

(2) 国家資格等取得にあたっての支援

- ① 受験料の半額を助成（社会福祉士・精神保健福祉士1資格につき助成回数は3回、介護福祉士の助成回数は1回）
- ② 合格した場合、祝金（社会福祉士・精神保健福祉士6万円、介護福祉士4万円）を支給
- ③ 介護職員実務者研修費用の1/2を助成
- ④ 国家試験受験資格取得に係る通信教育（社会福祉士・精神保健福祉士）の受講料及びスクーリングに係る交通費、宿泊費の1/2相当額を助成。（受講料、スクーリング経費とも、それぞれ1年度につき3万円を限度とする）

(3) 福祉系国家資格を所持している経験豊かな職員の豊富さ

	A 支援員数(看護師、調理師、 臨時職員を除く)	社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士	介護支援専門員	合計 (B実人数)	割合% B/A
障害児入所併設 障害者支援施設(学園)	24	7	9	5	0	21 (11)	46%
救護施設(厚生院)	25	7	13	2	1	23 (18)	72%
障害者支援施設(育成園)	64	22	15	4	3	44 (32)	50%
障害者支援施設(新生園)	32	11	17	5	3	36 (25)	78%
障害者支援施設(清光園)	33	11	16	3	0	30 (23)	70%
特別養護老人ホーム(白寿荘)	67	16	53	5	9	83 (58)	87%
合計	245	74	123	24	16	237 (167)	68%

()は重複を除いた実人数

4 新規採用職員等への研修の充実

阪神福祉事業団では、新しく社会へ出て働く方々のため、特に福祉系以外の学校を卒業された方々も不安なく仕事ができるように、種々の研修、サポート体制があります。

(1) 採用時研修の実施

採用時に福祉職としての心構えや、腰痛の予防対策、利用者様への接し方、施設における実務研修等を実施しています。

(2) 指導員制の実施

採用から半年間は先輩職員が指導員としてマンツーマンで実務指導等の助言、指導を行います。

(3) 新任職員研修（施設配属後）の実施

施設配属後、施設種別ごとの基礎研修及び兵庫県社会福祉協議会等主催の新任職員研修への参加を通じて、支援の基礎、障害等の理解を深めます。

(4) 新任職員研修（センター研修）の実施

採用後のフォローアップ研修として振り返りの研修及び座談会を行い、自身の成長の確認、課題の整理、新任職員同士の共感の場として活用します。

5 女性にとって働きやすい職場

阪神福祉事業団では、女性にとって「働きやすい職場づくり」を目指し、結婚、出産後も安心して働けるよう種々の支援策を行っています。

(1) 育児休業期間等の充実

労働基準法を上回る産前（8週間）、産後（8週間）の休暇はもちろんのこと、職員が退職することなく育児休業を取り、育児に専念することができます。（最長3年間）

また、育児休業からの復職後は養育する乳幼児が3歳に達するまで勤務シフトを日勤のみとする育児支援制度を利用することができます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
育児休業取得職員	7人	9人	9人	7人

(2) 妊娠中の女性職員に対する配慮

妊娠中の女性職員については、夜勤を免除するとともに、通勤時の混雑を避けるため1日1時間を限度として通勤緩和の為の休暇を取ることができます。

(3) その他の休暇

子どもの病気、怪我の際にも、子の看護休暇（年間5日間）を取ることができます。

6 休暇の充実

阪神福祉事業団では土・日・祝日・年末年始相当分の休日（年間122日程度）ほか、採用時（4月1日）に10日間の年次有給休暇の付与、職員が結婚する場合の7日間の結婚休暇、傷病で勤務が難しい場合に5日の範囲内において取得できる病気等休暇、その他忌引、特別休暇等各種の休暇が充実しています。

7 就職準備金の補助

阪神福祉事業団に就職（就職後1ヵ月以内を含む）するために、新たに借家等を借り上げ、または転居により借家等を借り上げる場合は、転居に要する費用の一部補助として、引越し費用及び借家等の借り上げに係る敷金・礼金・仲介手数料（家賃は除く）の2/3相当額（上限20万円）を補助します。

8 在学中に奨学金の貸与を受けた者の奨学金返還に対する助成

在学中に各種奨学金の貸与を受け修学し、阪神福祉事業団へ就職する方は、就職後、当初3年度間は月額1万円を限度に、4年度目・5年度目は月額5千円を限度に奨学金の返還額を助成します。

※ 令和7年度以後については、6年度目から10年度目までの間、月額3千円を限度に返還額を助成する予定です。

以 上